

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																	
	※目次は省略	※目次は省略																																		
	第Ⅰ章 総則 第Ⅰ節～第Ⅲ節 （略） 第Ⅳ節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等 第Ⅰ項 予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」Precautionary Action Zone）という。）及びPAZ における防護措置の概要（略） ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。 （略） 第Ⅴ節 （略） 第Ⅵ節 防災関係機関の事務又は業務の大綱（略） 9 指定地方公共機関	第Ⅰ章 総則 第Ⅰ節～第Ⅲ節 （略） 第Ⅳ節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等 第Ⅰ項 予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」Precautionary Action Zone）という。）及びPAZ における防護措置の概要（略） ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、上記緊急事態への万が一の進展に備え、さらに前段階として、玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合等を、「情報収集事態」とし、国、県、玄海町及び関係周辺市（唐津市及び伊万里市をいう。以下同じ。）の間で連絡体制の確立等を行う。 （略） 第Ⅴ節 （略） 第Ⅵ節 防災関係機関の事務又は業務の大綱（略） 9 指定地方公共機関																																		
3			国基本計画に準じた修正																																	
10	<table><tr><th>機関名</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td>(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</td><td>ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること</td></tr><tr><td>(2) 社団法人佐賀県トラック協会</td><td rowspan="3">ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること</td></tr><tr><td>(3) <u>社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u></td></tr><tr><td>(4) 株式会社エフエム佐賀</td></tr><tr><td>(5) 株式会社サガテレビ</td><td rowspan="2">ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること</td></tr><tr><td>(6) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局</td></tr><tr><td>(7) 社団法人佐賀県医師会</td><td>ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること</td></tr><tr><td>(8) 社団法人佐賀県看護協会</td><td>ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること</td></tr><tr><td>(9) 社団法人佐賀県歯科医師会</td><td>ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること</td></tr></table>	機関名	所掌事項	(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること	(2) 社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること	(3) <u>社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u>	(4) 株式会社エフエム佐賀	(5) 株式会社サガテレビ	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること	(6) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	(7) 社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること	(8) 社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること	(9) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること	<table><tr><th>機関名</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td>(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</td><td>ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること</td></tr><tr><td>(2) 社団法人佐賀県トラック協会</td><td rowspan="3">ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること</td></tr><tr><td>(3) <u>社団法人佐賀県バス協会</u></td></tr><tr><td>(4) <u>社団法人佐賀県タクシー協会</u></td></tr><tr><td>(5)株式会社エフエム佐賀</td><td rowspan="2">ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること</td></tr><tr><td>(6)株式会社サガテレビ</td></tr><tr><td>(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局</td><td rowspan="2">ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること</td></tr><tr><td>(8)社団法人佐賀県医師会</td></tr><tr><td>(9)社団法人佐賀県看護協会</td><td>ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること</td></tr></table>	機関名	所掌事項	(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること	(2) 社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること	(3) <u>社団法人佐賀県バス協会</u>	(4) <u>社団法人佐賀県タクシー協会</u>	(5)株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること	(6)株式会社サガテレビ	(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること	(8)社団法人佐賀県医師会	(9)社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること	協会の分離による修正
機関名	所掌事項																																			
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること																																			
(2) 社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること																																			
(3) <u>社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u>																																				
(4) 株式会社エフエム佐賀																																				
(5) 株式会社サガテレビ	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること																																			
(6) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局																																				
(7) 社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること																																			
(8) 社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること																																			
(9) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること																																			
機関名	所掌事項																																			
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること																																			
(2) 社団法人佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること																																			
(3) <u>社団法人佐賀県バス協会</u>																																				
(4) <u>社団法人佐賀県タクシー協会</u>																																				
(5)株式会社エフエム佐賀	ア 災害情報の伝達に関すること イ 原子力防災知識の普及に関すること																																			
(6)株式会社サガテレビ																																				
(7)長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること																																			
(8)社団法人佐賀県医師会																																				
(9)社団法人佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導・支援に関すること																																			

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																		
13	<table><tr><td>(10) 社団法人佐賀県薬剤師会</td><td></td></tr><tr><td>(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会</td><td>ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること</td></tr></table> (略) 第2章 災害予防対策 第1節～第2節 (略) 第3節 緊急時モニタリング体制の整備 (略) 市は、緊急時における原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、モニタリング機器の維持管理、要員の確保、訓練の実施を通じた関係機関との連携の強化等により、緊急時モニタリング体制を整備する。 1 緊急時モニタリング機器の維持管理等 市は、平常時又は緊急時に、原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、県が市に配備した可搬型モニタリングポストの定期的な点検を実施し維持するとともに、定期的に環境放射線モニタリングを実施しその操作の習熟に努める。 (略) 3 訓練等を通じた測定品質の向上 市は、平常時から、国、県、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と県等が主催する定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。 第4節 (略) 第5節 避難収容活動体制の整備 <table><tr><td>国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関</td><td></td></tr><tr><td>市（総務対策部、保健福祉対策部、地域振興対策部、教育対策部、各支所対策部）</td><td></td></tr></table>	(10) 社団法人佐賀県薬剤師会		(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること	国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関		市（総務対策部、保健福祉対策部、地域 振興 対策部、教育対策部、各支所対策部）		<table><tr><td>(10) 社団法人佐賀県歯科医師会</td><td>ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること</td></tr><tr><td>(11) 社団法人佐賀県薬剤師会</td><td></td></tr><tr><td>(12) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会</td><td>ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること</td></tr></table> (略) 第2章 災害予防対策 第1節～第2節 (略) 第3節 緊急時モニタリング体制の整備 (略) 市は、緊急時における原子力施設から放出された放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、モニタリング機器の維持管理、要員の確保、訓練の実施を通じた関係機関との連携の強化等により、緊急時モニタリング体制を整備する。 1 緊急時モニタリング機器の維持管理等 市は、平時又は緊急時に、原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、県が市に配備した可搬型モニタリングポストの定期的な点検を実施し維持するとともに、定期的に環境放射線モニタリングを実施しその操作の習熟に努める。 (略) 3 訓練等を通じた測定品質の向上 市は、平時から、国、県、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と県等が主催する定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。 第4節 (略) 第5節 避難収容活動体制の整備 <table><tr><td>国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関</td><td></td></tr><tr><td>市（総務対策部、保健福祉対策部、地域共創対策部、教育対策部、各支所対策部）</td><td></td></tr></table>	(10) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること	(11) 社団法人佐賀県薬剤師会		(12) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること	国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関		市（総務対策部、保健福祉対策部、地域 共創 対策部、教育対策部、各支所対策部）		国基本計画に準じた修正
(10) 社団法人佐賀県薬剤師会																					
(11) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること																				
国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関																					
市（総務対策部、保健福祉対策部、地域 振興 対策部、教育対策部、各支所対策部）																					
(10) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること																				
(11) 社団法人佐賀県薬剤師会																					
(12) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 県・市町が行う被災者状況調査への協力に関すること																				
国、県、県警察、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、各防災関係機関																					
市（総務対策部、保健福祉対策部、地域 共創 対策部、教育対策部、各支所対策部）																					
14																					

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
15	（略） 2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等 玄海町、関係周辺市及び市は、<u>平常時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及び市は、各市町の地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 （略） 3 指定避難所における避難方法等の周知 県は、市に対し、避難者を受け入れる指定避難所における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。 市は、唐津市避難計画による避難者の受入に係る協力体制の整備を図るとともに、市民に対して、唐津市からの避難者を受け入れる避難所、避難方法、避難所の共用等について、平時からの周知に努める。 第6節～第7節 （略） 第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 （略） 1 情報項目の整理 原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。 （略） 3 住民相談窓口設置体制の整備 国、県及び市は、市民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。 （略） 第3章 災害応急対策 第1節 （略）	（略） 2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新等 玄海町、関係周辺市及び市は、<u>平時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、玄海町、関係周辺市及び市は、各市町の地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 （略） 3 指定避難所<u>等</u>における避難方法等の周知 県は、市に対し、避難者を受け入れる指定避難所<u>等</u>における避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。 市は、唐津市避難計画による避難者の受入に係る協力体制の整備を図るとともに、市民に対して、唐津市からの避難者を受け入れる避難所、避難方法、避難所の共用等について、平時からの周知に努める。 第6節～第7節 （略） 第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 （略） 1 情報項目の整理 原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、県、玄海町、関係周辺市、原子力事業者及び市は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態<u>等</u>をいう。以下同じ。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。 （略） 3 住民相談窓口設置体制の整備 国、県及び市は、市民等からの<u>問合せ</u>に対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。 （略） 第3章 災害応急対策 第1節 （略）	国基本計画に準じた修正 国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁

修正前

20

第2節 通報連絡、情報収集活動

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(略)

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(略)

第3節 活動体制の確立

(略)

(7) 災害対策室の事務分掌は次のとおりとする。

対策部名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総務法制課 危機管理防災課 国際課	1 災害対策室の設置及び運営、庶務に関すること。 2 災害情報の収集及び状況の把握に関すること。 3 国、県、唐津市、原子力事業者及び各防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 緊急時モニタリングの実施に関すること。 5 災害対策室の総合調整に関すること。
	秘書課 広報課	1 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
政策推進対策部	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地対策室	1 市民からの問い合わせに関すること。
経済対策部	経済政策課	1 経済対策部内の連絡調整に関すること。
農林水産対策部	農業振興課	1 農林水産対策部内の連絡調整に関すること。
建設・都市戦略対策部	建設監理課	1 建設・都市戦略対策部内の連絡調整に関すること。
環境対策部	環境政策課	1 環境対策部内の連絡調整に関すること。
市民生活対策部	市民生活課	1 市民生活対策部内の連絡調整に関すること。
保健福祉対策部	福祉総務課	1 保健福祉対策部内の連絡調整に関すること。
こども未来対策部	こども政策課	1 こども未来対策部内の連絡調整に関すること。
地域振興対策部	地域政策課	1 地域振興対策部内の連絡調整に関すること。

26

第2節 通報連絡、情報収集活動

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

(略)

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、経済産業省、県、玄海町、関係周辺市、県警察、消防機関、海上保安部及び原子力防災専門官等に、当該事象発生について文書で送信するとともに、その着信を確認する。また、原子力事業者は原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について報告しなければならない。通報を受けた事象に関する原子力事業者への問合せは、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(略)

第3節 活動体制の確立

(略)

(7) 災害対策室の事務分掌は次のとおりとする。

対策部名	担当課等	事務分掌
総務対策部	総務法制課 危機管理防災課 国際課	1 災害対策室の設置及び運営、庶務に関すること。 2 災害情報の収集及び状況の把握に関すること。 3 国、県、唐津市、原子力事業者及び各防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 緊急時モニタリングの実施に関すること。 5 災害対策室の総合調整に関すること。
	秘書課 広報課	1 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
政策推進対策部	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地調整室	1 市民からの問合せに関すること。
経済対策部	経済政策課	1 経済対策部内の連絡調整に関すること。
農林水産対策部	農業振興課	1 農林水産対策部内の連絡調整に関すること。
建設・都市戦略対策部	建設監理課	1 建設・都市戦略対策部内の連絡調整に関すること。
環境対策部	環境政策課	1 環境対策部内の連絡調整に関すること。
市民生活対策部	市民生活課	1 市民生活対策部内の連絡調整に関すること。
保健福祉対策部	福祉総務課	1 保健福祉対策部内の連絡調整に関すること。
こども未来対策部	こども政策課	1 こども未来対策部内の連絡調整に関すること。
地域共創対策部	協働推進課	1 地域振興対策部内の連絡調整に関すること。

備考

国基本計画に準じた修正

国基本計画に準じた修正

組織機構の改編による修正

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前				修正後				備考
28	教育対策部		教育総務課	1 教育対策部内の連絡調整に関すること。	教育対策部		教育総務課	1 教育対策部内の連絡調整に関すること。	
	交通事業対策部		総務課	1 交通事業対策部内の連絡調整に関すること。	交通事業対策部		総務課	1 交通事業対策部内の連絡調整に関すること。	
	上下水道事業対策部		総務課	1 上下水道事業対策部内の連絡調整に関すること。	上下水道事業対策部		総務課	1 上下水道事業対策部内の連絡調整に関すること。	
	富士大和温泉病院対策部		事務部門	1 医療関係機関との連絡調整に関すること。	富士大和温泉病院対策部		事務部門	1 医療関係機関との連絡調整に関すること。	
	諸富支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	諸富支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	大和支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	大和支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	富士支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	富士支所対策部		総務・地域振興グループ	1 緊急時モニタリング（可搬型モニタリングポストの配置・起動）の実施に関すること。 2 総務対策部との連絡調整に関すること。 3 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	三瀬支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	三瀬支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	川副支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	川副支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	東与賀支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	東与賀支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	久保田支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	久保田支所対策部		総務・地域振興グループ	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の災害対策の総合調整に関すること。	
	上記に定めのない各対策部の事務分掌については、「第2編 風水害対策及び第3編 地震・津波災害対策」の事務分掌の定めるところによる。								
	2 災害対策本部 (略)								
	対策部名		班 名	担当課等	事務分掌				
	政策推進対策部		連絡調整班	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地 <u>対策</u> 室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。				
	2 災害対策本部 (略)								
	対策部名		班 名	担当課等	事務分掌				
	政策推進対策部		連絡調整班	企画政策課 行政マネジメント課 デジタル推進課 DX推進課 男女共同参画課 駐屯地 <u>調整</u> 室	[共通] 1 情報システム等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 コールセンターの設置及び運営に関すること。 [災害応急対策期] 3 各支所対策部との連絡調整に関すること。 4 各種情報及び被害情報の収集に関すること。 [災害復旧・復興対策期] 5 写真等の災害記録の取りまとめに関すること。				

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前				修正後				備考
29						<u>支 援 班</u>	<u>中山間地域振興課</u>	<u>[共通]</u> <u>1 関係施設の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に</u> <u>すること。</u> <u>[災害応急対策期]</u> <u>2 避難所の開設及び管理運営に関すること。（富士地区内）</u>	
	経 済 対 策 部	庶 務 班	経 済 政 策 課 企 業 立 地 課 観 光 振 興 課 中心市街地振興室	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に 関すること。 2 工場及び事業場の被害調査及び災害対策に関すること。 3 観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 4 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 5 罹災商工業者に対する金融措置に関すること。 6 商工業製品に係る風評被害の対策に関すること。 7 観光業に係る風評被害の対策に関すること。	経 済 対 策 部	庶 務 班	経 済 政 策 課 企 業 立 地 課 観 光 振 興 課 中心市街地振興室 <u>歴 史 ・ 文 化 課</u>	[共通] 1 経済対策部内の被害報告の取りまとめ及び災害対策の連絡調整に 関すること。 2 工場及び事業場の被害調査及び災害対策に関すること。 3 観光施設 <u>及び文化施設</u> 等の被害調査及び災害対策に関すること。 [災害応急対策期] 4 各支所対策部の支援に関すること。 [災害復旧対策期] 5 罹災商工業者に対する金融措置に関すること。 6 商工業製品に係る風評被害の対策に関すること。 7 観光業に係る風評被害の対策に関すること。	
32	(略)				(略)				
	地 域 <u>振 興</u> 対 策 部	庶務協働班	<u>地 域 政 策 課</u> <u>協 働 推 進 課</u> 公 民 館 支 援 課 <u>歴 史 ・ 文 化 課</u>	[共通] 1 地域 <u>振興</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡 調整に関すること。 2 公民館 <u>及び文化施設</u> 等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。（公民館等）	地 域 <u>共 創</u> 対 策 部	庶務協働班	協 働 推 進 課 公 民 館 支 援 課	[共通] 1 地域 <u>共創</u> 対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡 調整に関すること。 2 公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 [災害応急対策期] 3 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。（公民館等）	
		文 化 班	文 化 財 課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。		文 化 班	文 化 財 課	[共通] 1 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。	
		ス ポ ー ツ 振 興 班	ス ポ ー ツ 振 興 課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。		ス ポ ー ツ 振 興 班	ス ポ ー ツ 振 興 課	[共通] 1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
(略)				(略)					
第 4 節 （略）				第 4 節 （略）					
第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置 （略） 2 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略） （4）広域避難に係る調整等 避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所に職員を派遣し、市及び避難した 住民等との連絡調整を行う。				第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置 （略） 2 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （略） （4）広域避難に係る調整等 避難指示等を行った市町は、避難先となる指定避難所 <u>等</u> に職員を派遣し、市及び避難し た住民等との連絡調整を行う。				国基本計画に 準じた修正	
38									

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
40	市は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。 （略） 4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置 （1）避難誘導等 市は、主要避難経路から指定避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。 （2）避難者の避難先での被ばくを避けるための措置 県、玄海町、関係周辺市及び市は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所のモニタリングを実施するものとする。 このモニタリングにおいて、O I L 2を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。 5 飲食物、生活必需品等の供給 県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認するよう努める。 第6節～第7節 （略） 第8節 住民等への的確な情報伝達活動 （略） 県、市及び各防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、市民の<u>問い合わせ</u>に対応するため相談窓口を設置する。	市は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める指定避難所<u>等</u>を提供し、指定避難所<u>等</u>において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。 （略） 4 避難及びその指示等の実効を上げるための措置 （1）避難誘導等 市は、主要避難経路から指定避難所<u>等</u>への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。 （2）避難者の避難先での被ばくを避けるための措置 県、玄海町、関係周辺市及び市は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている指定避難所<u>等</u>のモニタリングを実施するものとする。 このモニタリングにおいて、O I L 2を超える空間放射線率が測定された場合には、県又は玄海町若しくは関係周辺市は、あらかじめ確保した再移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。 5 飲食物、生活必需品等の<u>備蓄・供給</u> 県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認するよう努める。 第6節～第7節 （略） 第8節 住民等への的確な情報伝達活動 （略） 県、市及び各防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、市民の<u>問合せ</u>に対応するため相談窓口を設置する。	
42			国基本計画に 準じた修正
43	Ⅰ 住民等への情報伝達活動 （略） （2）実施方法 （略） オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 （略）	Ⅰ 住民等への情報伝達活動 （略） （2）実施方法 （略） オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難場所<u>等</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 （略）	

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
44	3 市民等からの<u>問い合わせ</u>に対する対応 (1) 国、県、原子力事業者及び市は、速やかに市民等からの<u>問い合わせ</u>に対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。 (略)	3 市民等からの<u>問合せ</u>に対する対応 (1) 国、県、原子力事業者及び市は、速やかに市民等からの<u>問合せ</u>に対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。 (略)	

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
45	【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】 原子力災害合同対策協議会 (緊急事態応急対策拠点施設) 国現地災害対策本部 国原子力災害対策本部 県現地災害対策本部 県災害対策本部 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 県警察本部 消防本部 自衛隊 指示伝達 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 (災害対策本部) 佐賀市 その他市町 消防本部 県警察 自衛隊 海上保安部 広報車、防災行政無線、有線放送 関係機関 消防団等 学校等 福祉施設 漁協 交通機関等 報道機関 構内放送 協力会社 入場者等 児童生徒 入所者等 船舶等 市 民 等	【住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図】 原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター) 国現地災害対策本部 国原子力災害対策本部 県現地災害対策本部 県災害対策本部 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 県警察本部 消防本部 自衛隊 指示伝達 原子力事業者 玄海町・関係周辺市 (災害対策本部) 佐賀市 その他市町 消防本部 県警察 自衛隊 海上保安部 広報車、防災行政無線、有線放送 関係機関 消防団等 学校等 福祉施設 漁協 交通機関等 報道機関 構内放送 協力会社 入場者等 児童生徒 入所者等 船舶等 市 民 等	国基本計画に 準じた修正

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
46	第9節 文教対策計画 (略) 3 応急教育の実施 学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。 (略)	第9節 文教対策計画 (略) 3 応急教育の実施 学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は指定避難所等として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。 (略)	国基本計画に準じた修正
50	第10節 (略) 第11節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール (略) 原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期 情報収集 事態段階 【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）】 ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・<u>平常時</u>モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） 警戒事態 段階 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・<u>平常時</u>モニタリングの強化 ・P A Z区域内施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、<u>問い合わせ</u>窓口の設置 施設敷地 緊急 事態段階 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、P A Z区域内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・警戒段階の緊急時モニタリングの開始 ・P A Z区域内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、<u>問い合わせ</u>窓口の設置 ・専門家の派遣要請	第10節 (略) 第11節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール (略) 原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期 情報収集 事態段階 【玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）】 ・連絡体制の確立 ・情報収集事態発生の関係機関等への連絡 ・<u>平時</u>モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等） 警戒事態 段階 【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】 ・災害警戒対策本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣 ・警戒事態発生の関係機関等への連絡 ・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・緊急モニタリング本部設置 ・<u>平時</u>モニタリングの強化 ・P A Z区域内施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 ・住民への情報伝達、<u>問合せ</u>窓口の設置 施設敷地 緊急 事態段階 【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、P A Z区域内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・警戒段階の緊急時モニタリングの開始 ・P A Z区域内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等 ・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、<u>問合せ</u>窓口の設置 ・専門家の派遣要請	国基本計画に準じた修正

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	全面緊急事態段階 (原災法15条通報後) 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・自衛隊へ出動準備要請 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 全面緊急事態段階 (緊急事態宣言 発出後) 【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】 ・災害対策本部の設置 ・合同対策協議会の設置・職員の派遣、現地災害対策本部の設置 ・情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整 ・自衛隊・原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請 ・第Ⅰ段階の緊急時モニタリング ・P A Z 区域内への避難指示、U P Z 区域内への屋内退避指示等 ・防災資機材の装備 ・防災業務関係者の被ばく管理 O I Lに基づく避難指示等が出された場合 (大量の放射性物質が放出された場合) 【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】 ・O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む） ・避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施 ・避難者への飲食物、生活必需品等の供給 ・被ばく医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示） ・緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保 ・O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査 ・風評被害に対する相談窓口の設置 ・治安の維持 ・災害救助法の適用 ・除染、廃棄物処理 など	全面緊急事態段階 (原災法15条通報後) 【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】 ・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡 ・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ・自衛隊へ出動準備要請 ・防災資機材の調達 ・学校の避難準備 ・専門家の派遣要請 全面緊急事態段階 (緊急事態宣言 発出後) 【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】 ・災害対策本部の設置 ・合同対策協議会の設置・職員の派遣、現地災害対策本部の設置 ・情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整 ・自衛隊・原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請 ・第Ⅰ段階の緊急時モニタリング ・P A Z 区域内への避難指示、U P Z 区域内への屋内退避指示等 ・防災資機材の装備 ・防災業務関係者の被ばく管理 O I Lに基づく避難指示等が出された場合 (大量の放射性物質が放出された場合) 【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】 ・O I Lに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む） ・避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施 ・避難者への飲食物、生活必需品等の供給 ・被ばく医療活動（緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示） ・緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保 ・O I Lに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査 ・風評被害に対する相談窓口の設置 ・治安の維持 ・災害救助法の適用 ・除染、廃棄物処理 など	

佐賀市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
58	大量の放射性物質放出が長期に及んだ場合 【被災者の生活再建に向けた対策の時期】 - 警戒区域の設定 - 応急教育の実施、教育の再開 - 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保 - 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生 - 風評被害対策 - 家畜対策 - 義援物資・義援金の受け入れ - 健康管理対策 - 除染、廃棄物処理 など (略) 第5章 複合災害対策 第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策計画 (略) 第4項 住民への情報提供、相談体制に係る留意点 (略) 市は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、<u>問い合わせ</u>窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。	大量の放射性物質放出が長期に及んだ場合 【被災者の生活再建に向けた対策の時期】 - 警戒区域の設定 - 応急教育の実施、教育の再開 - 仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保 - 心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生 - 風評被害対策 - 家畜対策 - 義援物資・義援金の受け入れ - 健康管理対策 - 除染、廃棄物処理 など (略) 第5章 複合災害対策 第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策計画 (略) 第4項 住民への情報提供、相談体制に係る留意点 (略) 市は、自然災害による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなることまたは広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、<u>問合せ</u>窓口を増設するとともに、広報媒体や回数の増加する等により、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。	国基本計画に準じた修正